

# 「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」

第4章における掲載事業（155事業）についての取組状況

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
子育て支援サービスの充実	1	子育て支援センター事業の充実	子育て企画課	子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供などの基本的な機能のほか、利用者支援の充実を図るため、保育サービスの情報提供や母子保健相談の実施を検討します。平成27年度3カ所。	3カ所の子育て支援センターにおいて、親子の相互交流・相談・情報提供・講習会等を実施した。相談内容の複雑化やニーズの多様化に対応するため、これまでの非常勤保育士の子育てアドバイザーに加え、平成28年度から辻堂及び六会子育て支援センターに正職の保育士を各2名配置し、子育て家庭の個々のニーズに合った子育て支援サービスの情報提供・相談を行い、関係機関との調整など、より一層の迅速かつきめ細かな支援を行う。
	2	つどいの広場事業の充実	子育て企画課	子育て支援センターと連携しながら、子育て相談や地域の実情に合わせた子育てに関する講習会を実施します。平成27年度4カ所。	4カ所のつどいの広場において、親子が気軽に集い、語り合うなどの相互交流を中心に、相談・情報提供・講習会等を実施するとともに、子育て支援センターと連携し、保健師・栄養士による出張相談や講習会等を10回実施した。H28年度からは辻堂に加え、六会子育て支援センターに保健師・栄養士を各1名配置することにより14回の出張相談や講習会を実施予定で、地域の実情に合わせた支援の充実を図る。
	3	子育てふれあいコーナー事業の推進	子育て企画課	遊びを通して、気軽に相談ができることで、子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。平成27年度21カ所。	身近な場所にある地域子どもの家や児童館を活用し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流・育児相談を実施した。H28年度は実施場所を1カ所増やし、子育て家庭が地域とつながる情報発信の工夫やボランティア不足の解消に取り組む。
	4	藤沢版つどいの広場への支援	子育て企画課	引き続き、子育てアドバイザーの派遣などにより、その活動を支援します。	子育てアドバイザーによる出張相談、離乳食や感染症講座、親子ふれあい遊び等、親子向けの講座を実施した。引き続き、地域の要望に応じた支援として、H28年度は4回実施予定。
	5	利用者支援の充実	子育て企画課 保育課	保育サービスの情報提供として、保育コンシェルジュによる相談のほか、地域の子育て支援センター等での実施を検討します。産前・産後における相談支援の充実に向けた検討を進めます。	保育コンシェルジュの出張相談を、湘南台及び辻堂子育て支援センターにて実施した。妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を推進するため、特に支援が必要な困難ケースに対しては、子ども健康課の子育て企画課兼務保健師や地区担当保健師とも連携し、アウトリーチによる支援も検討する。
	6	地域に開かれた保育園	保育課	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行います。	子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを実施した。今後も引き続き、実施していく予定。
	7	一時預かり事業の推進	保育課	一時預かりの需要は高いことから、新設園・改築園において一時預かりの実施を推進し、より多くの希望者の受け入れを図ります。	公立・私立認可保育所18園で一時預かり事業を実施した。今後も、新設園等での実施を推進する。
	8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭課	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の会員数の増加に取り組めます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討を進めます。	チラシの地域回覧や広報掲載、ラジオ番組での紹介や関係機関への事業内容の説明会をとおして「まかせて会員」の増加が図られた。引き続き、使いやすい制度となるよう検討を進めるとともに、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の増加に取り組む。
	9	トワイライトステイ事業の推進	子ども家庭課	地域ごとの利用状況等を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図ります。	保護者の病気・出張・残業などの理由により、夕方から夜にかけての児の預かりであるトワイライトステイを159回実施した。引き続き、地域ごとの利用状況を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図る。
	10	ショートステイ事業の推進	子ども家庭課	利用状況を踏まえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実を図ります。	保護者の病気・出産・出張・仕事などの理由により、児を預かるショートステイを188日実施した。引き続き、支援内容の充実を図る。
	11	ブックスタート事業	総合市民図書館 (子育て企画課) (子ども健康課)	ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上等の目的のため、職員とボランティアの交流会・研修会を行います。ブックスタート前後の乳幼児とその保護者など、幅広い年齢の子どもに向けて、読書に関心を持つ機会の拡充を図るため、啓発の機会を検討します。	ブックスタート事業を48回実施し、3,574人に配布するとともに、ブックスタートボランティア交流会及び研修会を1回実施した。また、ブックスタート事業前後のフォローアップ事業として、母子健康手帳交付時、「こんにちは赤ちゃん事業」実施時、3歳6か月児健診時にそれぞれ啓発リーフレットを配付した。今後は、ボランティア交流会や研修会等の充実等が課題である。
乳幼児期の保育・教育の充実	12	法人立保育所における保育内容の充実	保育課	社会福祉法人立などの認可保育所に対して、人件費を中心とした運営費などの助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図ります。	新設された9園を含めた社会福祉法人立等の認可保育所及び小規模事業者に対して、人件費を中心とした運営費などの助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図った。
	13	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	子育て企画課	待機児童解消加速化プランによる国・県の補助制度を積極的に活用し、保育所や小規模保育施設の新設など施設整備を積極的に進め、定員の拡大を図ります。平成31年度までに、保育所の新築・改築などにより、定員拡大を図ります。地域型給付の対象となる0歳児から2歳児までの低年齢児の待機児童解消を図るため、小規模保育施設等の新設を進めます。	「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、今後5年間の幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めた「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、その計画に基づき、新たに「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」を策定した。今後もガイドラインに基づく保育所等の整備を図るが、平成27年度は認可保育所及び小規模保育所の整備等を実施したことにより、平成28年4月時点で前年4月と比較して514名の定員拡大を達成した。なお、認可保育所の整備については、5年間で1,123名の定員拡大計画に対して、平成29年度末までの3年間で1,259名の定員拡大を見込んでいる。また、地域型保育事業(小規模保育事業)の拡充については、5年間で380名の定員拡大計画に対して、平成28年度末までの2年間で168名の定員拡大を見込んでおり、さらに平成28年度に事業者を公募することにより、計画に基づく定員拡大を図る。課題としては、平成27年4月時点の国基準の待機児童83名のうち、1歳児及び2歳児が約9割を占めていること、4歳児及び5歳児においては定員に空きが見受けられることなどが挙げられるため、今後0歳児から2歳児までを対象とした小規模保育事業所を集中的に拡充するとともに、3歳児以降の受け入れ枠の確保策として、幼稚園における預かり保育の長時間化を図ることなどにより、保育ニーズへ対応する。
	14	休日保育事業の実施	保育課	現状は南部に2カ所で開催しており、平成31年度までに5カ所(50人)の実施を目指します。	新設園1園での実施に加え、法人立保育所3園で休日保育を実施した。今後も地域のバランスを考慮し、新設園等での増設を検討する。

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
乳幼児期の保育・教育の充実	15	病後児保育の推進	保育課	今後は新設園に実施を要請し、開設場所を増やすことで保護者が利用しやすい環境づくりを目指します。 地域のバランスを考慮しながら増設を検討します。	法人立保育所3園で、病後児保育を継続的に実施した。今後も地域のバランスを考慮し、増設を検討する。
	16	延長保育事業の充実	保育課	今後新設される園に対して、延長保育の長時間化の実施を要請します。	既存の実施園に加え、平成27年度新設園で延長保育を実施した。今後も新設園等での実施を推進する。
	17	夜間保育事業の推進	保育課	保護者ニーズを踏まえながら、その増設を検討します。	南部地区の法人立保育園1園で実施した。今後はニーズを踏まえ、その増設を検討する。
	18	届出保育施設への支援	子育て企画課 保育課	認可保育所・小規模保育施設への移行を進めます。	届出保育施設の認可保育所への移行は、神奈川県から認可移行計画が承認されている3事業者のうち2事業者について、移行に向けた支援等を行い、計画どおり平成27年10月及び平成28年4月に認可保育所として開設したが、残りの1事業者は平成29年11月の開所予定であり、引き続き、必要な支援等を行う。 また、届出保育施設の小規模保育事業所への移行は、平成26年度及び平成27年度に行った公募等により、平成27年度に3事業者が、平成28年4月に7事業者が小規模保育事業所として開設した。 今後も基幹保育所の保育士などが運営に係る支援等を行うことなどにより、保育の質の向上を図る。 なお、保護者の多様な就労形態に対応し、認可保育所を補完する役割を果たしている届出保育施設については、今後も一定の需要は見込まれるため、平成28年度に行う小規模保育事業者公募においては、既存施設の移行は応募の対象外とする。
	19	保育サービスの第三者評価の実施	保育課	今後も引き続き、第三者評価を実施し、保育サービスの質の維持・向上を図ります。	平成27年度は公立保育園2園で実施した。今後も毎年2園で実施予定。
	20	幼児教育の振興	保育課	幼稚園・幼児教育施設に継続して助成を行うことにより、教育環境の向上を進めます。	幼稚園・幼児教育施設に継続して助成を行った。今後も継続して事業を実施する。
	21	幼稚園に対する認定こども園への移行支援	子育て企画課	具体的な支援策を検討し、積極的に支援を行うことにより設置の促進を図ります。	保護者の就労状況等によらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供する施設であり、また、小規模保育事業所等の3歳児以降の受け入れ先としての連携施設となることから、幼稚園に対して移行に関するアンケート調査を実施し、認定こども園への移行を希望する園には神奈川県との連絡調整など、移行に向けた支援を行った。
	22	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	国の基準に基づき、教材費や行事参加費等の実費負担に対して、助成を行います。	国の基準に基づき、教材費や行事参加費等の実費負担に対して助成を行った。今後も引き続き、事業を実施する。
	23	幼稚園における預かり保育の長時間化等の推進	子育て企画課	幼稚園事業者と協議のうえ、早期に具体的な支援策を検討します。	保護者が就労している児童も幼稚園を利用できるよう、幼稚園が行っている預かり保育の長時間化及び夏期休業中の保育の実施・充実に向けて、幼稚園事業者との協議・調整を図り、幼稚園事業者における長時間預かりが推進されるよう検討した。
	24	藤沢型認定保育施設への支援	子育て企画課 保育課	今後の待機児童の状況を踏まえながら、当面の間、新たな認定を行います。	藤沢型認定保育施設制度は、保育室の広さや有資格者の割合等の一定条件を満たしている届出保育施設に対し、運営費等を補助することにより保育の質の向上や利用者負担軽減を図っているが、制度施行後の課題等を踏まえ、平成28年度に見直しを行う。 具体的には、従来の藤沢型認定保育施設の基準に対して「さらなる利用者負担の軽減」などを上乗せした藤沢型A型の基準を、また従来の藤沢型の基準を満たさない届出保育施設については、「有資格者の割合」などを上乗せした、藤沢型B型、藤沢型C型の2種類の基準を設けるとともに、それぞれの基準を満たした届出保育施設に運営費等を助成する。 これらの見直しにより、市内すべての届出保育施設の認定を促進し、保育の質の底上げを図るとともに、さらなる利用者負担の軽減を図る。
25	保育所・幼稚園における児童の安全確保の充実	保育課	今後、看護師の配置を行う園に対する補助を検討します。	引き続き、関係団体との協議を行い、看護師の配置を行う園に対する補助を検討する。	
子どもの居場所の充実	26	放課後児童健全育成事業	青少年課	放課後児童クラブの量の見込み3,650人に対し、「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、平成31年度までの5年間で新たな基準に則した放課後児童クラブの施設整備及び運営を図ります。 平成31年度までに、20%を小学校内で実施することを目指します。 放課後児童クラブの実施に当たっては、教育委員会と連携を図るとともに、小学校の余裕教室の活用について協議します。 すべての放課後児童クラブで、開所時間を午後7時まで実施します。 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施について検討を進めます。 障がい児等の受け入れにあたっては、バリアフリーなど障がい配慮した施設整備を計画します。	平成27年3月策定の「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき、10カ所の放課後児童クラブを整備した。 ○建設5カ所…ひだまり児童クラブ(鵜沼小学校区)、キラリン児童クラブ(村岡小学校区、村岡子どもの家併設)、かわせみ児童クラブ(大道小学校区)、虹の子児童クラブ(善行小学校区)、菜の花児童クラブ(富士見台小学校区) ○定員確保対策5カ所…第21ぼてんこ児童クラブ(鵜沼小学校区)、第2さわやか児童クラブ(藤沢小学校区)、第2そよかぜ児童クラブ(天神小学校区)、第2小羊児童クラブ(羽鳥小学校区)、第2竹の子児童クラブ(八松小学校区) 平成28年度に向け、整備計画に基づき既存施設の拡充及び新設箇所の選定等を行うとともに、既存事業者以外の新たな運営事業者の募集についても検討を行う必要がある。 整備計画にある量の見込みを超える需要増により待機児童が発生した場合の対応や小学校近隣等適地の不足、近隣住環境への配慮などのほか、児童クラブ運営に係る人員の確保及び質の向上などが課題である。
	27	放課後子ども教室推進事業	青少年課	教育委員会と連携を図り、希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。 平成31年度までに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を、新たに3カ所整備することを目指します。 放課後子ども教室の実施にあたり、余裕教室の活用については、教育委員会と連携を図り、事業計画を定めるとともに責任体制を明確化します。 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの一体的、または連携による実施について検討を進めます。	小糸小学校区及び亀井野小学校区において放課後子ども教室を実施した。 ・平成27年度利用児童数 小糸小学校区 2,568人、亀井野小学校区 6,135人 小糸小学校区においては、隣接するたんぼぼ児童クラブの児童も利用できる取り組みを開始した。 (平成27年度たんぼぼ児童クラブ利用児童数247人) 今後更なる事業拡充に向け、余裕教室の状況を把握するとともに、特定の学区における実施に向けて教育委員会等との連携のもと、具体的な整備計画を定める必要がある。

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
子どもの居場所の充実	28	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子どもたち自身が企画・運営を行ない、横のつながりを深める事業を実施します。子どもが自由に来館して、さまざまな遊び等を体験できる事業を実施します。体育室や学習室を開放し、異年齢での交流を深める事業を実施します。	各公民館の体育室では、卓球やバドミントンなど子どもでも参加しやすい開放事業を実施したほか、遠藤公民館では工作やレクリエーションができるフリースペースを開き、115人の子どもが参加するなど多くの子どもたちが活動を行った。また、片瀬公民館では「第34回わくわくキッズ天国inしおさい」において、子どもたちが事業の企画から当日の運営にも携わった。この事業では、中高生のボランティアにも協力してもらうなど、小学生から高校生まで幅広い関わりをもって事業に参画することができた。
	29	学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	子どもたちに親しみやすいスポーツ活動の場を確保するため、身近な学校体育施設の開放充実に図ります。	体育館を開放している54校で開放に関する会議を実施し、うち35校で校庭開放・プール開放を実施した。その中で、各学校・管理指導員・各地区社体協からの様々な要望を受け、学校体育施設の充実に図った。
子育て支援のネットワークづくりと人材の活用	30	子育てに関する情報提供の充実	子育て企画課	出生届時に配付している「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとって、よりわかりやすくなるよう随時見直しを行います。「子育てネットふじさわ」について、最新情報を発信するとともに内容の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」プロジェクト会議を開催し、関係各課等との調整を図った。冊子については「子育てネットふじさわ」での閲覧及びダウンロードが可能であることの案内を周知し、紙ベース以外の利用拡大につなげたい。
	31	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て企画課	市域での「子育て応援メッセージinふじさわ」の充実を図るとともに、地域版子育て応援メッセージを支援し、その拡大を図ります。支援者同士の情報交換や交流等を通じて、地域の子育て支援の充実が図れるよう支援します。	年1回の「子育て応援メッセージinふじさわ」の開催と、身近な地域の子育て情報が提供できるよう、地域での子育て応援メッセージの開催(村岡・善行・長後・湘南台・明治)への支援を実施した。「子育て応援メッセージinふじさわ」は実行委員の応募者が減少しているため、市民との協働事業の内容等を検討する。
	32	ふじさわすくのみカード事業	子育て給付課	ふじさわすくのみカードの利用者及び協賛店舗の拡大に向けて事業のPRなどを行います。	子育て支援のさらなる拡充を図るため、平成28年4月から神奈川県が推進する「かながわ子育て応援パスポート事業(以下「県事業」)」と統合し、平成27年度をもって事業を終了した。今後は県事業の登録促進を図るとともに、ふじさわすくのみカードの協賛店舗及び利用登録者に対して、登録切り替えを案内する。 ○すくのみカード登録者数 31,357人(平成28年3月31日現在)、協賛店舗数 403店舗
	33	民生委員児童委員との連携	福祉総務課	研修会を開催します。他機関・行政との懇談会等を開催します。(年間5回以上)子育てサロンの設置運営(4ヵ所)を行います。市民センター・公民館等での子育て支援事業の取り組みを推進します。子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化します。	年間地区民児協で16回、市民児協で2回の研修会を開催し、関連機関との交流・連携も予定どおり実施された。小規模だが子育て応援メッセージも2地区で開催し、子育て世帯の来場で地域交流が推進された。また、子育て応援メッセージには32名の委員がボランティアとして参加した。
	34	主任児童委員の活動の充実	福祉総務課	研修会を開催します。(年間4回以上)他機関・行政との懇談会等を開催します。(年間2回以上)子育てサロンの設置運営(4ヵ所)を行います。市民センター・公民館等での子育て支援事業の取り組みを推進します。子育て応援メッセージへ参加します。主任児童委員と民生委員児童委員の連携を強化します。子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化します。	年間地区民児協で16回、市民児協で4回の研修会を開催し、関連機関との交流・連携も予定どおり実施された。小規模だが子育て応援メッセージも2地区で開催し、子育て世帯の来場で地域交流が推進された。また、主任児童委員は子育て応援メッセージでは実行委員として企画運営に参加し、ブースを出展するなど主任児童委員の周知啓発に取り組んだほか、民生委員とともにボランティアにも参加した。
	35	地域の情報化とネットワーク化	福祉総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う場の開催、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化をさらに推進します。	主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を行う場を年4回開催し、事例検討等により知識を深めた。地区の民児協も神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談できる機会をつくり、ネットワーク化を進めた。
	36	地域福祉における手続・相談体制の充実	福祉総務課	地区福祉窓口において、子どもに関する手続き業務や相談業務などの充実を図ります。	地区福祉窓口担当者会議(以下「担当者会議」)を通じ福祉部内各課との円滑な連絡調整を図るとともに、地区福祉窓口相談員研修(新任・現任研修 以下「研修」)を開催し、受付事務並びに相談業務などの充実を図った。平成28年度以降についても引き続き、担当者会議並びに研修を実施する。
	37	子育て・保育ボランティアの養成	生涯学習総務課	生涯学習大学において、子育て企画課と連携した講座を行い、子育てに関するボランティアの裾野を広げます。	生涯学習大学において子育てに関するボランティアの人材の発掘・養成を行うことを目的に、「子育てボランティア養成講座」を開催した。(子育て企画課共催) ○日時 2016年1月8日、12日、22日、27日の全4回、参加者数 延べ94人
	38	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	各市民図書館・各市民図書室で子どもの発達段階に応じたおはなし会等を開催します。また、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会及び研修会を開催し、ボランティアと職員相互の交流を深め、情報共有に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に、資料の団体貸出や情報提供など、おはなし会開催のための支援を行います。	各市民図書館・市民図書室でのおはなし会を実施するとともに、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会を4回、研修会を2回実施した。今後は、おはなし会等子どもと読書に関する事業の充実やおはなし会ボランティア交流会・研修会等の充実等が課題である。
39	公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施	生涯学習総務課(子育て企画課)	乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業や、子育て応援メッセージ等を、子育て支援グループ等の協力を得て実施します。	保育ボランティアや民生委員が見守る保育室開放だけでなく、絵本の読み聞かせ講座やおもちゃで遊ぶスペースの開放など、様々な内容の開放を定期的に開催することで地域の保護者を支援し、保護者同士が交流できる機会を設けた。	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
経済的負担の軽減	40	小児医療費助成事業	子育て給付課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、現行制度を継続して実施します。	小学校修了までの児童の入通院及び中学生の入院にかかる医療費の助成を行った。今後は、平成28年度に実施する「藤沢市市政運営の総合指針2016」の改訂作業の中で必要な財源確保等の整理をしながら、対象年齢の拡大について検討を進める。 ○年間延べ対象者 554,939人、年間助成件数 815,584件、年間助成額 1,646,614,544円
	41	児童手当の支給	子育て給付課	児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している家庭に手当を支給することにより、児童を養育している家庭の生活の安定を図ります。	児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している家庭に手当を支給した。今後は、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 671,718人(一般分:669,918人 施設分:1,800人)、支給額 6,939,590,000円
	42	未熟児養育事業	子育て給付課	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院にかかる医療の給付を行った。今後は養育医療を必要とする乳児に対し、継続して医療の給付を行う。 ○受給者数 63人、年間受診件数 192件、年間助成額 18,219,806円
	43	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。	18歳未満の児童を対象に、現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来に一定の障がいを残すと認められるとき、手術等の治療によって確実に障がいを除去、あるいは軽減する効果が期待できる場合について、育成医療の認定・給付を行った。今後は育成医療による治療を必要とする児童に対し継続して認定・給付を行う。 ○受給者数 45人、年間受診件数 154件、年間助成額 3,247,728円
	44	特別児童扶養手当の支給(経由事務)	子育て給付課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わりその児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	政令に定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している者に対して、児童の福祉の推進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は県)今後は児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行う。 ○受給権者数 622人
	45	施設型給付幼稚園移行時の保育料軽減	保育課	「施設型給付」に移行する幼稚園を継続して利用する児童の保護者に対し、施設が移行前の実費負担保育料を保育料として設定した場合に、移行後の保育料との差額を助成します。	「施設型給付」に移行する幼稚園を継続して利用する児童の保護者に対し、施設が移行前の実費負担保育料を保育料として設定した場合に、移行後の保育料との差額を助成した。今後は、継続して事業を実施する。
	46	認可外保育施設利用者への助成	保育課	現行制度の事業目的、対象者、助成額についての見直しを行い、制度の再構築を行います。	現行制度の見直しを行い、制度の再構築を行った。今後、再構築した制度により事業を実施する。
	47	幼稚園等就園奨励費補助事業	保育課	保護者の所得状況に応じた就園奨励費を助成します。	国の補助額に加え、市単独で補助額を上乗せし助成した。今後は、継続して事業を実施する。
	48	特定不妊治療費助成事業等の実施	子ども健康課	特定不妊治療並びに不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費への助成を実施するとともに、助成制度を広く市民へ周知し、経済的負担の軽減を図ります。	特定不妊治療費は、申請件数が年々増加傾向にあり財政負担が大きくなってきているが、助成を継続的に行うことで出生率の向上につながり、少子化対策として有効であることから、今後も継続して実施する。また、不育症治療費助成については制度導入初年度であることから、今後も制度周知に努める。 ○特定不妊治療費助成件数 884件、不育症治療費助成件数 3件
	49	障がい者等医療費助成事業	保健医療総務課	今後は継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	障がい者等医療証を交付している障がい児の医療にかかる保険診療の自己負担分について助成し、保健の向上と福祉の増進を図った。 今後は引き続き、保健の向上と福祉の増進を図る。
	50	障がい児福祉手当の給付	障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後は障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 ○月額 14,480円、受給者人数 195人
	51	障がい者福祉手当の給付	障がい福祉課	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 ○月額 4,000円、受給者人数 554人
	52	就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	学務保健課	保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費及びめがね購入費などの援助を行います。	市立小・中学校等に在籍する児童・生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・社会見学費・林間学校費・医療費・給食費・通学費・卒業アルバム購入費・めがね購入費の一部を援助した。 ○対象者 小学生 3,363人、中学生 2,013人、計 5,376人
53	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの補助を行います。	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費・新入学学用品費・修学旅行費・社会見学費・林間臨海学校費・給食費・通学費等の一部を補助した。 ○対象者 小学生 141人、中学生 51人、計 192人	

●基本目標2「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健対策の推進	54	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	子ども健康課	安全な妊娠・出産、子どもの健やかな発育・発達のため、母子健康手帳の活用を促します。妊婦健康診査の受診率の向上と保健指導の充実を図ります。「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの母子を全戸訪問し、育児不安を早期に解決できるよう、保健指導を行います。妊娠から産後にわたり、母親の体調不良や子どもの発育への不安など、継続した支援が必要な場合には、専門職による家庭訪問等を行い、保健指導による不安解消を目指すとともに、さらなる支援方法についても検討します。母親の孤立防止のため、地域の子育てに関する様々な機関との連携に努めます。	妊娠から産後にわたり継続した支援が必要な家庭に対し、育児不安の早期解消を図るため訪問等を行った。 ○母子手帳発行 3,657件、妊婦健診フォロー 27人、妊婦訪問 38人、ハローベビィ訪問実績 3,450人(96.6%) 今後も、妊娠届出書や妊婦健診から把握したより支援を必要とする妊婦への相談等を実施し、出産後に向けての切れ目ない支援を行う。
	55	乳幼児健診等の充実	子ども健康課	疾病の早期発見及び適切な指導のほか、保護者が子どもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図ります。乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。 数値目標： 4か月児健診受診率 (H25実績) 96.6% (H31) 98.0% 9～10か月児健診受診率 (H25実績) 92.1% (H31) 95.0% 1歳6か月児健診受診率 (H25実績) 93.7% (H31) 95.0% 3歳6か月児健診受診率 (H25実績) 87.5% (H31) 90.0% 年齢に応じた子どもの発育・発達についての情報提供を行い、ニーズにあった相談の充実を図ります。健診を受けられなかった場合には、子どもの発育・発達や育児についての相談ができるような支援を行います。	4か月児健診受診率 97.5% 9～10か月児健診受診率 95.3% 1歳6か月児健診受診率 96.7% 3歳6か月児健診受診率 90.2% 今後も、年齢に応じた子どもの発育・発達についての情報提供を行い、ニーズに合った相談の充実を図る。 また、健診を受けられなかった場合には、訪問や相談等により状況に合わせた子どもの発育・発達や育児についての情報提供ができるような支援を行う。
	56	母子保健・育児に関する適切な情報提供	子ども健康課	安全な妊娠・出産を迎えるため、両親学級(マタニティクラス)等を実施し、妊娠期の保健指導の充実を図ります。 数値目標： マタニティクラス参加者数 (H25実績) 1,337人 (H31) 1,500人 父親に対しては、父性を育み、赤ちゃんへの愛情を深めるとともに、妊娠・出産や育児についての正しい情報とイメージが持てるように、父子手帳の配布を行います。妊娠中から乳児期、幼児期を通して、専門職による相談ができる場として育児相談の充実を図ります。全7か月児を対象とした赤ちゃん教室を開催し、乳児後期に関する知識や情報を伝えるとともに、必要時、個別支援を行います。	妊娠からの情報提供に加え、7か月児赤ちゃん教室の新規実施により、乳幼児期における様々な普及啓発を行った。 ○マタニティクラス参加者数 1,302人、7か月児赤ちゃん教室参加者数 61回実施 2,140人 今後も、通所型産前・産後事業を子育て支援センターで行い、身近な場で妊娠からの支援を行う。
	57	「育てにくさ」を感じている親への支援	子ども健康課	保護者が、子どもの発達に関して理解を深め、必要な時期に継続した相談ができるよう、現行の1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診のほか、5歳児等においても、相談や必要な支援が受けられるよう検討します。健診後の発達フォロー事業を実施し、健やかな親子関係が築けるよう支援します。	所属を介して、5歳児リーフレットを配付し、所属機関・保護者に啓発を行った。 今後も、従来の健診及び心理相談の充実のほか、健診の狭間や3歳6か月児以降就学までの間、頭在化してくる発達課題や育てにくさを相談しやすいタイミングで適切な事業を活用し、相談等の機会を作り、適切な支援につなげる。
	58	慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	子ども健康課	子どもや保護者が地域で安心して生活できるよう、家庭訪問などによる保健指導や療養生活相談などの個別支援を行います。保護者間の情報交換ができる機会を提供します。保護者が、子どもの疾患などについて理解を深め、必要時、相談ができるよう講演会等を開催し、情報提供に努めます。地域の関係機関が連携して、養育支援が必要な子どもと保護者を支援できるよう、在宅療養支援ネットワークの充実を目指します。	慢性疾患講演会開催数 2回 151人 訪問数 未熟児 272人、慢性疾患 81人 教室開催数 未熟児 2回 28人、慢性疾患 12回 128人 慢性疾患児家族交流会 3回 41人 今後も、児の療養及び発育・発達に関する個別の関わりとともに、親同士の交流への支援及び情報提供に努める。 在宅療養支援ネットワークの充実を目指す。
59	母子歯科保健の充実	子ども健康課	両親学級や赤ちゃん教室等において、う蝕予防についての情報提供、啓発を行います。1歳6か月児健診、3歳6か月児健診における歯科健診のほか、2歳児歯科健診の受診率を向上させます。2歳児歯科健診 (H25実績) 80.9% (H31) 85.0% 口腔衛生上のリスクが高い場合には、歯科指導、相談を行い、う蝕予防に取り組めるよう支援するとともに、地域のかかりつけ歯科医への受診を勧奨します。障がいや疾患がある場合には、発達や状態に応じ、家庭訪問や経過検診等により対応するとともに、関係機関との連携を図ります。	2歳児歯科健診受診率 84.9%、歯科指導数 552人 平成27年度から新たに対象を2歳6か月児に変更し、11月から定例化した。従来型で4月まで実施し、10月までの間、予約制での対応としたため、受診率は4月と11月から3月までのものとした。従来の乳幼児健診の充実とともに、新たな対象年齢となった2歳児歯科健診についても、充実を図る。	
「食育」の推進	60	第2次藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	健康増進課	家庭において、健全な食習慣の確立を図ります。学校・幼稚園・保育所等において、健全な食生活の実現と健全な心身の成長を目指します。地域において食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防します。市民・教育関係者・農業者・漁業者・食品関連事業者など、民間団体の自発的な食育活動の展開を図ります。生産者と消費者の交流を進め、農水産業への理解を深め、都市と農水産業との共存を図ります。伝統ある優れた食文化の継承を図ります。食品の安全性や栄養に関し正しい情報を適切に活用する力を養えるよう、取り組みを進めます。	食育に関する施策を総合的に検討する「食育推進会議」を2回開催した。 (第1回平成27年5月14日、第2回平成28年2月3日) 食育講演会を開催(平成27年7月6日)したほか、食育ポスターによる食育月間等の普及啓発(公共機関及び食育推進関係機関等約900箇所、食育月間の6月に掲示)、食育リーフレットを活用した食育の普及啓発(1,500部作成)を行った。 平成28年度は第2次藤沢市食育推進計画に基づき、大目標及び3つの重点目標に向かって、市民・各種団体・行政が連携し、食育をより一層総合的かつ計画的に推進する。
	61	子どもの発育・発達に応じた食育の推進	子ども健康課	妊娠から栄養バランスの整った食生活を送るための普及啓発を行い、適正な体重管理や家庭全体の食生活の確立を促します。育児相談や栄養に関する教室・健康教育を通し、楽しく健康的な食習慣の基礎をつくるために、子どもの食生活に関する適切な支援を行います。	マタニティクラス(ランチ試食)参加者数 270人 7か月児赤ちゃん教室参加者数 2,140人 1歳からの食事教室参加者数 317人 食物アレルギー教室参加者数 149人 7か月児赤ちゃん教室を全数対象にしたことで多くの方に普及啓発ができた反面、講義内容が広く浅くなり、離乳食に関する質問や相談が増えたため、今後は、不安解消のための対応を図る。

●基本目標2「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
「食育」の推進	62	乳幼児(保育所)の食育の推進	保育課	野菜や果物を栽培し、給食での提供を実施します。市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れます。給食食材や調理法などについて周知します。クッキング保育等を充実し、食に対する意識を高めます。	地場産物の活用や6月の食育月間を中心に食への関心を高めるため、クッキング保育や園庭での食材の栽培など、給食食材に触れる機会などを提供した。今後も、継続して食育の推進を図る。
	63	学童期の食に関する指導	学校給食課	家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を毎年4月に市立小学校及び白浜養護学校の新入学児童の家庭に配布します。発行予定部数：4,500部 各学校において食に関する指導の年間計画案を作成し、学年に応じた指導を実施します。36校(全校) 各学校の特色を表した給食だよりの発行及び保護者対象の試食会を開催することにより、家庭における食育の推進を促します。 学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容を充実するとともに、地場産物の活用や食物アレルギー児への対応を行います。 学校給食に対する理解を深めたり、子どもたちが望ましい食生活習慣を身につけ、心身ともに健全に発達できるよう啓発活動を行います。 給食週間の期間に、児童の絵を中心に学校での食育の取り組みに関する展示を行います。また、学校給食メニューの試食や講演会を盛り込んだ「きゅうしょくフェア」を5年ごとに開催します。	家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を毎年4月に市立小学校及び白浜養護学校の新入学児童の家庭に配布した。発行部数：4,500部 各学校において食に関する指導の年間計画案を作成し、学年に応じた指導を実施した。36校(全校) 各学校の特色を表した給食だよりの発行及び保護者対象の試食会を開催することにより、家庭における食育の推進を促した。 学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容を充実するとともに、地場産物の活用や食物アレルギー児への対応を行う。 学校給食に対する理解と、学校給食への理解を深め、子どもたちに望ましい食生活習慣を身につけ、心身ともに健全に発達できるよう啓発活動を行った。 給食週間の期間に、児童の絵(1,053点出品中160点展示)を中心に学校での食育の取り組みに関する展示をした。また、学校給食メニューの試食や講演会を盛り込んだ「きゅうしょくフェア」を5年ごとに開催するための準備委員会を立ち上げた。
	64	中学校給食実施研究事業	学校給食課	試行期間は平成28年3月までとし、実施校を現在の2校から増やしていき、利用者の声や運営上の課題を踏まえ、全校実施に向けて検討します。	試行期間が平成28年3月で終了し、実施校を3校増やし5校にした。今後、平成30年までに全校実施に向け、実施校を拡大する。なお、平成28年1月に試行校へのアンケートを実施し、出てきた課題について今後具体的に取り組む。
小児医療体制の充実	65	子どもに関わる医療体制の推進	保健医療総務課	小児医療体制を推進するため、引き続き現行の診療体制を継続します。	小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施した。(平成27年度受診者数 南北(小児科)計11,013人) 23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応している。「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児などの相談にも対応している(地域保健課)。 小児医療体制を推進するため、今後も引き続き現行の診療体制を継続する。
	66	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	ヘルスカウンセラーが妊娠・出産・育児などの相談にわかりやすくアドバイスします。	「子育てネットふじさわ」のホームページ上に、安心ダイヤルについて周知するスペースを設け、育児や健康について気軽に相談できるよう周知を図った。
	67	小児医療費助成事業【再掲(40)】	子育て給付課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、現行制度を継続して実施します。	小学校修了までの児童の入通院及び中学生の入院にかかる医療費の助成を行った。今後は、平成28年度に実施する「藤沢市市政運営の総合指針2016」の改訂作業の中で必要な財源確保等の整理をしながら、対象年齢の拡大について検討を進める。 ○年間延べ対象者 554,939人、年間助成件数 815,584件、年間助成額 1,646,614,544円
	68	未熟児養育事業【再掲(42)】	子育て給付課	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院にかかる医療の給付を行った。今後も養育医療を必要とする乳児に対し、継続して医療の給付を行う。 ○受給者数 63人、年間受診件数 192件、年間助成額 18,219,806円
	69	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象となっている児童に対し、便器や特殊マット等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 小児がん等長期間の治療を必要とする小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して児童の健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行った。今後も継続して事務を行うとともに、対象児童に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図った。 ○送付件数 222件
	70	予防接種の推進	子ども健康課	適切な時期に予防接種が受けられるよう周知に努めます。 予防接種の接種勧奨にあたっては、その有効性や重要性などについて、正しい知識の普及啓発に努めます。 医師会等、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制を整えます。	4種混合などを始めとする定期予防接種について、対象者に対して適切な時期に接種勧奨を行うとともに、関係機関等でのポスターの掲示など予防接種に対する意識啓発に努めた。 今後も、関係機関や職員に対する情報提供の継続と、市民への正確な情報提供に努める。定期接種化予定の予防接種について、迅速に対象者の抽出や周知を行う。
	71	療育医療給付事業(経由事務)	保健予防課	結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	平成27年度は該当なし。引き続き、結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行う。
健期学対に年齢おのけ・推る思進保春	72	思春期保健事業の実施	子ども健康課	思春期にある子どもや保護者が性についての正しい知識や避妊方法、病気の予防についての啓発の充実を図ります。 数値目標：思春期保健教育の実施 (H25実績)10校→(H31)10校 思春期にある子どもの周りの大人たちが、思春期における心身の変化や適切な対応等について理解し、子どもたちの健全な育成を促します。(思春期講演会の開催)	講演会1回 69人、思春期保健教育7校 946人 今後も引き続き、思春期にある子どもの心身の変化や適切な対応、性についての正しい知識等について啓発を行う。(思春期講演会等の開催継続)

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
次代の親の育成	73	幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間)	教育指導課	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習をととして、「幼児理解」の推進が図られるよう支援します。	中学校技術・家庭科「幼児の生活と家族」の題材や、総合的な学習の職場体験で幼稚園や保育園を訪問し、幼児との触れ合いを行った。引き続き、各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるよう支援する。
	74	地域に開かれた保育園【再掲(6)】	保育課	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行います。	子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを実施した。今後も引き続き、実施していく予定。
	75	家庭科学習(家庭科)	各学校教育指導課	各学校の家庭科の授業において、「自分の成長と家族」「家庭と家族関係」「幼児の生活と家族」「家庭生活と仕事」「家族の近隣の人々との関わり」等の内容が計画的に実践されるよう、研修などの支援を行います。	小学校「家庭」や中学校「技術・家庭」において、学習指導要領に基づき家庭科学習が行われた。引き続き、各学校での「家庭」や「技術・家庭」の時間などにおいて学習が計画的に実践されるよう、計画訪問等を通じて支援を行う。
青少年の健全育成と非行防止活動の推進	76	青少年指導員育成事業	青少年課	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員に対して、任期満了後も継続して活動できるように地区活動へのサポートに取り組みます。	青少年指導員としての活動しやすい環境づくりに配慮し、平成27年度中に研修を2回行った。○6月 160名、11月 121名参加
	77	青少年施設の整備・運営の充実	青少年課(公財)藤沢市みらい創造財団	本市の基本方針に準じ、指定管理者による施設の管理運営、さまざまな事業を実施することで、青少年健全育成を推進します。 また、多様な体験プログラムを提供するため、地域で活動しているさまざまな人材の発掘・活用を図ります。	基本方針に基づき、指定管理者による適切な青少年施設の管理を行うとともに、体験活動事業を10事業実施するなど青少年の自立・社会参加の推進に向け取り組んだ。各施設を拠点とし、地域の特性や季節に合わせた事業を実施した。
	78	青少年健全育成事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	青少年に自然体験や仲間づくり、親子や同世代とのふれあいなどの体験機会を提供するため、各種事業を実施します。 青少年の自立と社会参加への支援 藤沢ダンスMIX事業、自然ふれあい教室 等 コミュニティー意識の形成と青少年の活動支援 ふじさわ未来プロジェクト 等 青少年のボランティア活動への支援 小学生・中学生・高校生リーダー研修 等	青少年の自立と社会参加への支援として、湘南藤沢ダンスMIX・自然ふれあい教室・海とあそぼう・親子人形劇のつどい・サーフィン教室を実施し、コミュニティー意識の形成するとともに、青少年の活動支援ではふじさわ未来プロジェクトを実施した。また、青少年のボランティア活動への支援では、小学生リーダースクール・中学生リーダースクール・高校生リーダースクールを年間を通じてそれぞれ実施した。各種事業を実施する中で、青少年の主体性や創造性、豊かな人間性を育むことができた。平成28年度についても内容の見直しを図りながら継続して実施する。
	79	青少年団体・育成団体への活動助成・支援事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	市民による組織的かつ継続的に行われる自主的な青少年育成活動がより活発に行われるように継続的に支援を行います。	青少年関係団体(14地区青少年育成協力会、藤沢市子ども会連絡協議会他12団体)に対し助成を行い、青少年関係団体の活性化・事業の充実を図った。平成28年度も継続して実施する。
	80	高校生のシチズンシップ教育の普及事業	青少年課	平成27年度・28年度は、藤沢市まちづくりパートナー事業として実施し、高校生の変化や社会参加に対する実態を調査し、持続性のあるプログラムを開発して、市民活動団体等が実践できる環境をつくります。	7月から9月にかけて、事前研修4回、被災地研修(2泊3日)、事後研修2回、活動報告会を実施し、高校生20名が参加した。プログラム終了後も継続した活動がみられた。
	81	青少年国際化推進事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	日本語講座や国際交流事業等を実施し、外国人市民とのさまざまな交流を通して、日本の文化や他の国の習慣・文化を相互に学ぶ多文化交流の機会を提供します。	外国人のためのおしゃべりサロン(年22回開催)では、青少年ボランティアが外国人の日本語会話をサポートする日本語講座を実施した。国際交流イベント(年3回開催)では、事業の企画から運営までを青少年ボランティアが行い、料理作りや新林公園散策、お餅つきを実施した。また、世界のあいさつ講座(年2回開催)では、オーストラリアと韓国の方が自国の言葉や習慣を紹介した。これらの事業を通じて、青少年の多文化理解を図った。平成28年度についても継続して実施する。 外国人の参加が減っているという課題もあり、周知方法や事業体系を検討していく必要がある。
	82	街頭指導活動	青少年課	非行防止街頭キャンペーン等を行うにあたり、おやじの会や大学生等と連携して、非行防止活動の担い手を拡大します。	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、街頭キャンペーンにおいては青少年関係団体等と協力し、啓発活動や連携を図った。
	83	社会環境浄化活動	青少年課	講演会の開催や非行防止ポスター展、キャンペーンの実施等により、青少年の環境浄化活動を推進し、市民に健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらうよう働きかけます。	講演会「ネット依存の現状と対策～日本での新たなとりくみを中心に」の開催(参加人数320人以上)により、青少年の社会問題を考えることができた。また、キャンペーンでのチラシ配布などの啓発活動により、市民に非行防止を訴えることができた。今後も、継続的に活動する。
84	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育指導課	学習指導要領に則り、保健体育等の学習の中で薬物乱用防止について教育課程に位置づけ、計画的・継続的に行うことができるよう支援します。 県や他課と連携した教員向け講演会を周知し、最新の情報や傾向を踏まえた指導が行えるよう支援します。	各小・中学校において「保健」や「保健体育」の学習のみならず、薬物乱用防止教室を開き、薬物の怖さを学ぶことができた。今後も、薬物乱用防止教室をすべての学校で行うとともに、たばこやアルコールの害についても各学校の実態に応じて取り上げ、指導していけるよう指導法や教材などを支援する。	
家庭や地域における教育力の向上	85	乳幼児をもつ子育て家庭の交流	保育課 子育て企画課	保育園での地域交流・園庭開放・体験保育等を通して、親同士が学びあえる交流を実施します。子育てひろば等親子が集う場において、親子の交流等を促進します。	子育て支援センターやつどいのひろば、保育園での地域交流・園庭開放・体験保育等を通して、親同士が学びあえる交流を実施した。今後も引き続き、事業の実施を図る。
	86	保育者セミナー	生涯学習総務課	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方や、これから活動を始める方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会(セミナー)を実施します。	公民館における保育活動の向上を図るため、保育にたずさわる保育ボランティアを対象に、学習会「保育者セミナー」を開催した。 ○2015年12月7日、14日、21日(全3回)、参加者延べ 70人
	87	公民館事業の充実	生涯学習総務課	伝承文化や自然環境に関して、子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。 異学年・異年齢間交流を図る子ども事業を開催します。 就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催や保育室の開放などを実施します。	13公民館で乳幼児家庭教育学級を実施し、多くの保護者の交流の場となるだけでなく、様々な知識を学ぶ場にもなった。 夏休みに子どもたちが公民館に足を運びきっかけづくりとして、料理教室やスポーツ講座・映画会を実施し、他の学校の子どもや異なる年齢の子どもと交流する機会を設けた。 子どもたちが日本の文化を体験する事業として、湘南大庭公民館ではお茶講座(14人参加)、藤沢公民館では生け花講座(24人参加)を実施し、伝統文化に対する知識を深めた。



●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
家庭や地域における教育力の向上	88	スポーツノーマライゼーション事業の推進	スポーツ推進課	子どもたちが障がい者や高齢者とともに同じフィールドに身を置き、スポーツを楽しめる事業の実施に努めます。	164名が参加し、指定管理者である(公財)藤沢市みらい創造財団と障がい者、高齢者とのイベント「ふれあいスポーツ交流会」を開催した。今後は、さらに参加者が増えるように広報活動を充実していきたい。
	89	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。	乳幼児とその保護者を対象にワンコインコンサートを年5回実施し、計659組が参加した。市内37校(私立2校含む)の児童(計4,198人)を対象に、劇団四季によるミュージカル招待事業を開催した。引き続き、継続していきたい。
	90	藤沢ゆかりの音楽家たちによるコンサート(学校編)	文化芸術課	藤沢にゆかりのある音楽家が、市立小・中学校を訪問し、コンサートや音楽に関する指導を行います。	藤沢にゆかりのある音楽家が白浜養護学校と湘洋中学校を訪問し、コンサートや音楽に関する指導を行った。引き続き、継続していきたい。
	91	学校・家庭・地域連携推進事業	学校教育企画課	子どもたちをめぐる地域課題に対し、どのような連携を図り対応していくかを話し合い、必要な支援体制を推進します。	子どもたちの健やかな成長をめざし、学校・家庭・地域の三者が連携して必要な支援を実施した。 ○事業開催数 119回、参加者数 30,952人、会議開催数 131回、参加者数 2,438人
	92	開かれた学校づくり	教育指導課	おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。 児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。	おはようボランティアが756名、スクールライフサポーターが21校に対し、26名の参加を得ることができた。 学校支援ボランティアは、小学校14校中学校2校に対し35名が派遣され、書道ボランティアは、小学校13校中学校3校に対し20名が派遣された。 学校の要望に応じて学生ボランティアを派遣できるよう、引き続き計画していく。 ○スクールライフサポーターの派遣(20校 40名)、学生学校支援ボランティアの派遣(15校 20名)
学校教育等の環境の整備	93	学びを育むための指導の充実	教育指導課	学校を計画的に訪問し、授業研究及び研究会での指導助言を行います。 全国学力学習状況調査の本市の結果から、傾向・課題等の分析を行い、指導改善のポイントを情報提供し、各学校の実態に合わせた教育活動が推進されるよう支援します。	小学校12校、中学校6校、特別支援学校1校を計画訪問し、授業参観・協議会において指導助言を行った。 平成28年度は計画訪問による指導助言19校(小学校12校、中学校7校)を予定。
	94	教職員の研修・研究の充実	教育指導課 学校教育企画課	校内研究推進担当者会を実施します。 研究推進校による研究発表会を開催します。 小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。 教職員を対象にした研修会・研究会を実施します。 教育文化センターで調査研究並びに教育関係職員の研修を実施します。指導改善のポイントを各学校に情報提供し、各学校に合わせた教育活動の推進を支援します。	校内研究推進担当者会を2回行い、高砂小学校・湘南台小学校・鶴沼中学校において研究発表会を開催した。 0年経験者(初任者)64名、1年経験者66名、3年経験者69名、4年経験者70名、12年経験者27名を対象に、指導技術や指導力等「教師力」の向上を図る研修を行った。 平成28年度においても、校内研究推進担当者会を2回行う。大清水小学校・秋葉台小学校・六会中学校において研究発表会を開催予定。 0年(初任者)、1年、3年、4年、12年の各経験者を対象に、指導技術や指導力等「教師力」の向上を図る研修を実施予定。
	95	教育連携の推進	教育指導課 保育課	各学校の独自性や特色を生かしつつ、教育連携のあり方やその具体的な方策について、推進校の実践などの紹介や情報交換を行い、実践が推進されるよう支援を行います。 教育連携担当者会(年1回、55名)を実施します。 学校間教育連携活動報告書により実践の成果と課題の集約を行います。 合同行事等を通じ学校間の連携を行います。 近隣校で情報交換を積極的に行います。	幼保小中特連携担当者会を、年2回実施した。校種間及び地域との連携の意義や進め方について、研修を行った。年度末には各校の取組報告をまとめ、実践事例集を作成した。 平成28年度も、子どもの成長過程にあわせた教育活動を行うために、幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校の連携推進に努めていく。
	96	学校における安全対策の充実	教育指導課	市立小・中・特別支援学校に対して、緊急時にスムーズな対応がとれるよう整備を進めます。 学校非常通報システムを引き続き55校に整備します。 防犯ブザーの配付、安全指導の充実に引き続き努めます。 スクールガード・リーダーの小学校全校配置を目指します。 数値目標: H31までに全小学校35校に配置 学校において防災講演会や研修会等を開催します。	学校非常通報システムを市立55校全校に設置するとともに、小・特別支援学校(36校)1年生を対象に防犯ブザーを配布した。 ジュニアライフセービング教室を小学校22校、中学校8校で実施した。 スクールガードリーダーを村岡地区に新規に配置した(合計6地域)。 学校安全担当者会(小学校1回、中学校1回)を開催した。 平成28年度以降も、防犯ブザーの配布及びジュニアライフセービング教室の開催は継続予定、スクールガードリーダーは、順次拡大配置をしていきたい。
	97	中学校学習支援事業	教育指導課	学習習慣を身につけるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、引き続き市内19校において実施します。	市内19校全校で実施した。 平成28年度も基礎的・基本的な学力の確実な定着や学習習慣を身につけることを目的に、継続して実施する。
学校教育等の環境の整備	98	人権・環境・平和教育の推進	教育指導課	教職員に対し、人権・環境・平和教育の研修を実施します。 セクハラ防止リーフレットを作成し、児童生徒に配付します。 子どもの権利条約啓発リーフレットを作成し、児童生徒に配付します。 環境教育を推進します。 セクシュアル・ハラスメント防止リーフレットを作成・配付します。 児童生徒及び教職員を対象に、人権・環境・平和教育に関する講演会等を実施します。	人権・環境・平和教育担当者会を2回開催し、研修を実施した。 セクハラ防止リーフレットを作成し、6月に小4と中1に、また、子どもの権利条約啓発リーフレットを作成し、11月に小1、小4、中1に配付した。 環境教育について、「チャレンジかわせみ」を実施した。 平成28年度も引き続き、セクハラ防止や子どもの権利条約啓発リーフレットの作成・配付、児童生徒や教職員を対象に、講演会等を実施していく。
	99	野外体験活動の推進	学校教育企画課	ハヶ岳野外体験教室における自然体験活動を実施します。	ハヶ岳野外体験教室での活動を実施した。 ○小学5年生 35校、中学1年生 19校、特別支援学校 1校)
	100	教育用情報機器の整備の推進	学校教育企画課	パイロット校におけるタブレット端末の授業での活用方法や課題等を検証します。	使用方法の研修を重ねることで、授業での活用が増えた。機器の調整が進み、使用しやすくなった。

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度取組と今後の取組
学校教育等の環境の整備	101	小・中学校整備事業	学校施設課	藤沢市立学校施設再整備計画を策定します。 藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。	藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画(平成28年度～32年度)を策定した。 学校施設環境整備事業等で、次の整備・改修工事を実施した。 ○普通教室等空調設備設置工事3校、トイレ改修工事7校、グラウンド等整備工事1校、外壁等改修工事1校、屋内運動場等非構造部材耐震改修工事21校、窓ガラス改修工事2校、給水ポンプユニット更新工事1校、サブグラウンド改修工事1校、※校舎棟(津波避難施設)増築工事1校(H27-H28継続事業) 今後は、策定した計画に基づいた施設整備を実施予定。
さまざまな困りごとを抱える児童生徒への対応の充実	102	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課	スクールカウンセラーの活用により各学校の支援体制の充実と連携の推進を行います。 小学校への本市スクールカウンセラーの配置日数を、週1日から週1.5日以上にして相談体制の充実を図ります。 本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行います。 相談支援教室への入室を工夫することで、より多くの児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるよう支援を行います。 就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行います。	スクールカウンセラー(SC)による相談やスクールソーシャルワーカー(SSW)による訪問など、児童生徒の学校生活等への支援充実を図った。 小学校における市SCの2日勤務校5校、1.5日勤務校を8校に拡大、SSWを1名増員して2名体制とした。 ○相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、就学支援委員会 10回(他に臨時会1回)、相談支援教室(54名入室) 平成28年度もSCを増員し、相談による児童生徒の学校生活等への支援充実に努めていく。 ○相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、相談支援教室や「不登校児童生徒を持つ親の会」の継続
	103	いじめや暴力の防止対策の推進	教育指導課 人権男女共同参画課	「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進します。 「いじめ防止プログラム」「いじめ防止教室」を実施し、いじめの未然防止を図ります。 「いじめ相談ホットライン」「いじめ相談メール」及び「いじめ防止対策スクールカウンセラー」を配置して、児童生徒、保護者からの相談に対応します。 「いじめ防止啓発リーフレット」を作成し、新入学児童の家庭に周知します。	「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を施行し、6月には条例施行記念講演会を教育委員会・藤沢市の共催で実施した。平成28年度以降も、藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会を、教育委員会・藤沢市の共催で実施予定。 また、小・中14校で「いじめ防止プログラム」を、小・中13校で「いじめ防止教室」を実施し、児童・生徒の自尊感情を高め、いじめの傍観者を無くす環境づくりを行った。 ○いじめ相談ホットライン(相談は月平均 10件)、いじめ相談メール(相談は月平均 1件) ○いじめ防止対策担当SC(学校訪問 42回、研修会 22回、来庁保護者相談 3回 他) いじめ防止啓発リーフレットを作成し、小・中・高・特別支援学校の全児童生徒及び市内公共施設等に配付した。平成28年度以降は、小1・小4・中1・高1に配付予定。
	104	児童生徒指導の充実	教育指導課	いじめ、暴力、不登校等の児童生徒指導上の諸課題に対し、関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 学校や担当者会における研究・研修を通して、教職員の対応力と指導力の向上を図ります。 小学校に児童支援担当教諭を配置し、児童支援・指導体制の構築と充実を図ります。	藤沢市SC20名を小・中学校54校に、SSW2名を学校教育相談センターに配置するとともに、小学校12校に児童支援担当教諭を配置した。 児童生徒指導対策支援会議を1回、(小学校)児童指導担当者会を1回、(中学校)生徒指導担当者会を7回、学校警察連絡協議会を4回、児童支援担当教諭協議会を7回、いじめ防止担当者会を2回実施した。 平成28年度以降は、児童支援担当教諭を順次、小学校各校に配置していく方向。
	105	不登校児童生徒対策事業	教育指導課	不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、おしゃべり広場を実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。	不登校児童生徒をもつ保護者を対象にした「おしゃべり広場」を1回増やし、年4回の実施とした。 平成28年度も年4回の開催予定。

●基本目標4 「子育てしやすい生活環境の整備」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
生活・居住環境の整備	106	市営住宅の環境整備	住宅課	7月・1月に住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行います。市営住宅入居時の優遇や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を構築します。ひとり親世帯に対し、みなし寡婦控除を適用し、住宅使用料の減免制度について整備します。	低所得者に対し低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行うとともに、入居時に優遇を行うことや適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を構築した。ひとり親世帯に対しみなし寡婦控除を適用し、住宅使用料の減免要綱を改正した。
	107	緑地保全地区等の拡大	みどり保全課	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進し、引き続き緑地保全を図ります。 「緑の実施計画」に基づく緑地取得を進めます。 平成27年度 用地取得1件(川名緑地) 平成28年度 用地取得1件(川名緑地)	川名緑地(藤沢市川名字清水地内)において3箇所(計5筆)の計画用地を取得した。 ○地目:畑、田、原野萱野 地積 798㎡(公簿面積) また、石川丸山緑地において「石川丸山緑地保全計画」を策定した。 今後も「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全・創出及び普及のための施策を推進し、緑地保全を図る。
	108	緑化推進運動	みどり保全課	緑いっぱい運動など緑化のための普及啓発活動を推進します。 平成27年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,000人 平成28年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,050人	「緑と花いっぱい推進の集い」は、雨天のためか参加者が979名と目標にわずかに達しなかった。平成28年度は混乱の起きやすい受付の体制を整え、積極的な宣伝を行うことで参加者の確保を図る。
	109	公園・広場等の拡大	公園課	新たな公園の整備を進めるとともに、緑の広場を活用するなどしてオープンスペースの充実を図ります。 平成27年度 公園と緑の広場の統廃合による都市計画の変更 平成28年度 公園と緑の広場の統廃合による公園の整備(1箇所)	公園と緑の広場の統廃合による都市計画の変更を進めるため、「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」を策定した。 今後、見直し作業に着手し、「(仮称)藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針」の策定を進める。
	110	安全な遊び場を目指した地域との連携	公園課	公園愛護会の設立促進を勧奨していくとともに、公園美化ボランティアの養成を進め、地域による公園の自主管理組織をさらに充実させます。 平成27年度 公園愛護会の新規設立 2団体、平成28年度 公園愛護会の新規設立 2団体	2団体の公園愛護会が新規に設立した。
	111	スポーツ・レクリエーション広場の設置	スポーツ推進課	天神スポーツ広場の少年野球場及び多目的広場の整備を進めます。 喫緊の課題である、野球場整備を進めます。	平成29年1月の少年野球場供用開始に向け、地元説明・土壌調査・土木工事発注を行った。
	112	歩行空間等整備事業	道路整備課	整備中の路線の事業進捗を図るとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。 交通事故の防止に向けた安全対策として、道路管理者である市と交通管理者である警察が一体となって、道路区画線表示、道路反射鏡・車止めの設置なども並行して進め、安心して歩ける道づくりに努めます。	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を図った。 道路改良延長 L=100m(戸中橋線) L=55m(湘南台297号線その1) L=40m(湘南台297号線その2) L=223m(六会駅東口通り線) 道路区画線表示 補修延長 L=60,017.61m 新設延長 L=29,471.87m 道路反射鏡 建替数 N=36ヶ所 新設数 N=62ヶ所 交差点自発光鏡 交換数 N=1ヶ所 新設数 N=4ヶ所
	113	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課	平成27年度策定予定の善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。	藤沢市の第4の地区として、「バリアフリー法」に基づき善行駅周辺地区移動円滑化基本構想を策定した。
	114	公共施設のバリアフリー化	公共建築課	公共施設の整備については、関連法令を遵守した上で「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインを目指します。	六会市民センターや、しぶやがはら保育園等多くの建築・改築事業等において、段差の解消やみんなのトイレの設置・オストメイト対応・昇降機の設置・手すりやサインの設置等の対応を行った。今後の事業計画・課題等は、できる限りユニバーサルデザインマニュアルに沿った施設整備を進めるため、関係各課への「マニュアル」周知と予算見積時期には書面にて要望の確認等を行うなどバリアフリー化予算を確保し、実行できるよう努める。
	115	藤沢バリアフリーマップ	障がい福祉課	最新の情報へ定期的に更新を行い、経路情報について音声読み上げ機能を追加するなど、よりわかりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。	最新の情報に更新を行うとともに、一部施設について経路案内文を作成した。 ○公開施設数 336施設
安全・安心なまちづくりの推進	116	交通安全運動の推進	防犯交通安全課	子どもたちに交通ルールと交通マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために実践指導や交通安全教室を実施します。 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導を実施します。(4月・9月) 四季(春・夏・秋・年末)の交通安全運動を実施します。また、その中で「チャイルド(ベビー)シート着用」について啓発します。 自転車マナーアップ運動を実施します。街頭指導・啓発活動(原則毎月5日・22日) 交通安全日の早期街頭指導を実施します。(原則毎月1日・15日)	幼稚園・保育園(80回)及び小・中学校(小学校52回、中学校5回)での交通安全教室を実施した。 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導を実施した。(4月6日～8日、9月24日・25日・28日) 四季(春5月11日～20日、夏7月11日～20日、秋9月21日～30日、年末12月11日～20日)の交通安全運動を実施し、回覧チラシ等によるチャイルドシート着用の着用を啓発した。 自転車マナーアップ運動(原則毎月5日・22日)及び交通安全日の街頭指導(原則毎月1日・15日)を実施した。
	117	犯罪のない明るいまちづくりの推進	防犯交通安全課	市民を犯罪から守るために、防犯ブザーの貸出しを行います。(市民センター・公民館、安心みまもりステーション等) 各地区毎に、防犯パトロール活動を実施します。 夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、防犯灯及び防犯カメラの設置費用を補助します。 安全・安心ステーションの設置及び運営支援を行うとともに、コンビニエンスストアと連携し、安心みまもりステーションの設置を促進します。 子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。 藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な犯罪情報の提供を進めます。	防犯街頭キャンペーン(開催日:10月29日・30日 藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅)及び市民センター・公民館で防犯ブザーの貸出しを実施し、186個を配布した。 各地区毎の防犯パトロール活動のための物資を支援した。 自治会(町内会)等で管理する防犯灯(新規設置219灯)及び防犯カメラ(新規設置11台)の設置補助を行った。 安全・安心ステーション(鶴沼・村岡・湘南台・片瀬・御所見・長後)の運営支援を実施した。 こども110番事業(28年3月末現在 登録者数:5,041件)を実施した。 防犯対策システムによる防犯情報や注意喚起等の配信事業を実施した。 ○メール配信数 84件、登録者数 11,027名(平成28年3月末日現在)
	118	通学路の指定及び安全の確保	学務保健課	引き続き、学校からの通学路変更届を受け、通学路危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、通学路の改善に努めます。 引き続き、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行います。	学校からの通学路変更届を受付し、通学路交通安全プログラムに基づき報告のあった危険箇所について関係機関と連携して合同で点検し、安全対策を実施した。また、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行った。 ○危険箇所 182箇所、合同点検実施 75箇所、対策要望 延べ202件(うち市の対応分 114件)

●基本目標5 「仕事と家庭との両立の推進」

施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
仕事と子育ての両立支援の推進	119	男女平等意識啓発のための情報提供	人権男女共同参画課	男女はともに対等であり、多様な生き方・働き方が選択できるという意識の啓発を推進します。	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画週間におけるパネル展の開催、市民編集員が企画・取材・編集した情報紙「かがやけ地球」の発行、公民館まつりでの啓発、講演会「共に生きるフォーラムふじさわ」やホームページを活用し、男女共同参画に関する意識啓発を行った。
	120	就労支援体制の充実	産業労働課	合同面接会を実施します。 資格取得の支援を行います。 就職支援セミナーを開催します。	湘南就職合同面接会を実施した。 ○参加事業者 28社、参加求職者 123名 労働会館にて資格取得支援講座(宅建、簿記など)を年8回(延べ44回)開催した。 就職支援セミナーを年3回開催した。
	121	働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課	勤労ふじさわ等による、企業及び勤労者など市民への意識啓発を行います。 ワーク・ライフ・バランス推進会議と連携した、支援施策に取り組みます。	勤労ふじさわを年11回発行した。(1回の発行部数は2,500部) 勤労ふじさわにて、ワーク・ライフ・バランスについての特集を年3回行った。 ワークスタイルに関するセミナーを年6回開催した。
	122	雇用環境の整備	産業労働課	労働相談事業を実施します。 街頭労働相談会を開催します。	労働相談を年98回実施し、281件の相談を受けた。 街頭労働相談を藤沢駅・湘南台駅・市役所新館1階で年3回開催し、212件の相談を受けた。
	123	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲(8)】	子ども家庭課	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の会員数の増加に取り組みます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討を進めます。	チラシの地域回覧や広報掲載、ラジオ番組での紹介や関係機関への事業内容の説明会をとおして「まかせて会員」の増加が図られた。引き続き、使いやすい制度となるよう検討を進めるとともに、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の増加に取り組む。
	124	トワイライトステイ事業の推進【再掲(9)】	子ども家庭課	地域ごとの利用状況等を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図ります。	保護者の病気・出張・残業などの理由により、夕方から夜にかけての児の預かりであるトワイライトステイを159回実施した。引き続き、地域ごとの利用状況等を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図る。
	125	ショートステイ事業の推進【再掲(10)】	子ども家庭課	利用状況を踏まえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実を図ります。	保護者の病気・出産・出張・仕事などの理由により、児を預かるショートステイを188日実施した。引き続き、支援内容の充実を図る。

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
児童虐待防止対策の推進	126	児童虐待防止ネットワークの充実	子ども家庭課	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、地域全体で子どもを守る支援体制を強化する取り組みを進めます。 居住実態が把握できない児童についての情報把握に努めます。 児童虐待の再発防止のための支援を行います。 市民や関係機関に対しての啓発活動を行います。	藤沢市要保護児童対策地域協議会を7回、個別ケース検討会議を114回、啓発活動としての講演会や研修会を2回開催し、各機関がそれぞれの専門分野における役割を果たしながら、連携して虐待の予防・早期発見及び迅速かつ的確な対応を行った。引き続き、関係機関との連携強化を図る。
	127	特に支援が必要な相談の充実	子ども家庭課	子どもや子育てに関するさまざまな相談に適切かつ柔軟に対応することにより、保護者の養育に関する負担感の軽減と児童虐待の予防を図ります。 個別のニーズに応じた相談や情報の提供を行うとともに関係機関との連携を強化します。	子ども・子育て、青少年の相談件数は555件あり、個別のニーズに応じた相談や情報の提供を行った。引き続き、関係機関との連携を強化を図る。
	128	養育支援訪問事業	子ども家庭課	養育者が育児ストレス、産後うつなどの問題により子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭、乳児家庭全戸訪問の実施結果などで支援が特に必要であると判断した家庭を対象に児童の安定した養育の確保を図ります。 要支援家庭に対し、保健師などが養育に関する専門的指導及び助言などの支援を行います。 育児・家事の援助が必要な家庭へヘルパーを派遣します。 ・支援形態 短期集中型(3か月以内)、中期支援型(6か月～12か月)、時間外支援型(3か月以内)	保健師等による支援家庭に対する訪問回数は270回、ヘルパー派遣による家事・育児の支援数は262回により、安定した養育の確保が図られた。引き続き、母子保健との連携による支援に努める。
	129	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	子ども健康課	妊娠届や出産医療機関等との連携により、養育が困難と思われる家庭の早期発見に努め、必要な保健指導の充実を図ります。 こんにちは赤ちゃん事業(ハローベビィ訪問)及び健診未受診者への受診勧奨を行い、児の状況把握に努め、関係機関等と連携し、支援します。 養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等につなぐなど、育児負担の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達を促します。	こんにちは赤ちゃん事業及び健診未受診者に対して家庭訪問を行い、母子の状況把握に努めた。必要な場合は関係機関との連携を図り、支援を行った。 妊娠届出書や出産医療機関等との連携により、養育困難家庭の早期発見に努め、保健指導や支援を行った。 引き続き、こんにちは赤ちゃん事業・健診未受診者に対して家庭訪問等での受診勧奨を実施するとともに、関係機関との連携を図り、早期発見から支援につなげる。
	130	地域の情報化とネットワーク化【再掲(35)】	福祉総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う場の開催、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化をさらに推進します。	主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を行う場を年4回開催し、事例検討等により知識を深めた。地区の民児協も神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談できる機会をつくり、ネットワーク化を進めた。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	131	ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等を行うにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭については、母子生活支援施設に入所できるよう支援します。 入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	母子・父子及び寡婦福祉法に基づき母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の日常生活や子育て、経済的支援についての相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った支援を行った。 また、義務教育修了前の児童を扶養している児童扶養手当受給世帯及びそれに準ずるひとり親家庭等を対象に、家事や育児を支援する支援員を派遣した。今後は、ひとり親家庭の抱える課題を把握し、一人ひとりに寄り添いながら継続的な支援を行っていく。平成28年度からは、相談時間の延長を行う。 母子生活支援施設の入所該当者はなかったが、今後専門的支援が必要と判断した母子家庭については、該当施設への入所と共に自立に向けた支援を行っていく。 ○延べ相談件数 2,648件 ○ひとり親家庭日常生活支援事業 登録世帯 58世帯 利用世帯8世帯
	132	ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。 厚生労働省の指定する1か月以上1年未満の教育講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 生活の安定に資する資格(看護師・保育士・介護福祉士など)を取得するため2年以上の養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 最終学歴が中学校である親が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用(上限あり)として、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給します。	ひとり親家庭の相談の中で相談者の必要に応じ、母子・父子自立支援員がジョブスポットふじさわに同行するなど、関係機関との連携を図りながら、就労支援に向け、寄り添った支援を行った。 ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図るため、自立支援教育訓練給付金など各種給付金の支給を行った。平成28年度は、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の対象資格拡充や受講費用の拡充の他、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の対象者がひとり親の子についても支給対象となることから、今後も事業の周知を図っていく。 ○自立支援教育訓練給付金 12名 611,815円 ○高等職業訓練促進給付金 15名 15,464,500円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 1名 98,870円
	133	ひとり親家庭への経済的支援	子育て給付課	児童扶養手当法に基づき、ひとり親または養育者家庭の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭等に医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に対し、公的年金や労働基準法による遺族補償等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	ひとり親家庭の生活の安定、自立の促進及び経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を行った。 また、公的年金を受給していることにより児童扶養手当を受給している養育者に対して、養育者支援金を支給し、子どもの福祉の増進を図った。 経済的支援の必要なひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員が申請者の生活状況、返済計画などを確認しながら、県の実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行った。 今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。 ○児童扶養手当受給者 2,466名(H28.3.31) 年間支給額 1,131,861,310円 ○養育者支援金 5世帯 1,149,640円
	134	寡婦(夫)控除のみなし適用	子育て給付課 保育課	高等職業訓練促進給付金、認可保育所の保育料及び幼稚園等就園奨励費補助金に適用させていますが、さらに対象事業の拡大を検討します。	母子生活支援施設・高等職業訓練促進給付金・助産にも適用を拡大したが、対象者はいなかった。今後は、ひとり親相談等を行う中で、該当すると思われるひとり親家庭に対し、制度の案内を行う。

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
障がい児施策の充実	135	こども発達相談の充実	子ども家庭課	一人ひとりの特性や能力に応じた適切な支援につなぐ体制を整えます。保育園や幼稚園等施設の人材を育成して地域支援事業を推進します。保護者の障がい理解を促すための講座や啓発事業を実施します。	新規の相談件数が395件、相談延べ件数は720件あった。発達支援コーディネーター養成講座(基礎編・フォロー編)を9回実施した。市民、保護者向け講座・勉強会を開催した。
	136	こども発達支援ネットワークの推進	子ども家庭課	障がい児や発達に特別な支援が必要な児童についての総合的な相談窓口の整備に取り組みます。障がい児の一貫した支援を図るためにサポートファイルを活用し、関係機関との緊密な連携を図ります。	子ども発達支援連絡会議を4回開催した。子どもサポートファイルを120部配布するとともに、サポートファイルの具体的な活用方法について各関係機関に周知を図り、適切な支援を行う。
	137	障がい児支援サービス	障がい福祉課	国の動向を踏まえ、本市が策定する「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」に基づき、障がい児支援サービスの充実を図ります。	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援サービスを実施した。 ○児童発達支援 260名(前年度比+29名)、放課後等デイサービス 509名(前年度比+78名)、保育所等訪問支援 16名(前年度比-3名) (※利用実績のうち、平成28年4月までに事業所から請求のあった受給者のみを掲示) また、サービスを利用するにあたっての総合的な支援計画である、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績(平成28年3月時点)は、全支給決定者836名のうち、計画作成済が172名(前年度比+37名)となっている。 全体のサービス利用者数の伸びと比較すると、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績が伸びていない。今後は、子ども家庭課と連携し、子ども発達支援連絡会議や相談支援事業所の連絡会等を通して、障がい児支援のあり方について、議論を継続していく。
	138	補装具の給付	障がい福祉課	障がい者総合支援法に基づき、身体機能を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜性を図ります。	障がい者総合支援法に基づき、身体機能を補完することにより障がい児の日常生活の便宜性を図るため、合計270件の補装具の給付決定を行った。
	139	太陽の家しいの実学園	障がい福祉課	通園する障がい児に対して、さまざまな生活体験や機能訓練などをとおして発達を促し、障がい児の地域の中での生活を支援します。	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるように支援した。 ○定員 60名、開所日数 234日、延べ 12,779名
	140	障がい者等医療費助成事業【再掲(49)】	保健医療総務課	今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	障がい者等医療証を交付している障がい児の医療にかかる保険診療の自己負担分について助成し、保健の向上と福祉の増進を図った。 今後も引き続き、保健の向上と福祉の増進を図る。
	141	障がい児福祉手当の給付【再掲(50)】	障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 ○月額 14,480円、受給者人数 195人
	142	障がい者福祉手当の給付【再掲(51)】	障がい福祉課	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き、障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 ○月額 4,000円、受給者人数 554人
	143	特別支援教育の充実	教育指導課	特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。 小・中学校で教員研修などにおける講師招へいの支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員を派遣します。 医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護介助員を派遣します。 特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。	特別支援教育協議会を4回、太田ステージによるアセスメント研修会を3回、特別支援教育スーパーバイザーの派遣を12回、特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館開放を32回実施した。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、55校に介助員を派遣した。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護介助員を2校に派遣した。 平成28年度に通級指導教室の開設準備予定はないが、平成27年度同様の取り組みを続けていく予定。
	144	特別支援教育整備事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒のニーズに対応できるよう、児童生徒数の推移や空き教室の状況等を勘案したうえで、特別支援学級及び通級指導教室の設置を計画的に進めていきます。	中里小学校に通級指導教室(すまいる)の開級準備、俣野小学校に通級指導教室(ことばの教室)の1クラス増設の準備を行った。また、大庭中学校に特別支援学級増設工事を行った。 平成28年度以降も、支援を必要とする児童生徒のニーズに対応できるよう、児童生徒数の推移や空き教室の状況等を勘案したうえで、特別支援学級及び通級指導教室の設置を計画的に進めていく。
	145	育成医療給付【再掲(43)】	子育て給付課	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。	18歳未満の児童を対象に、現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来に一定の障がいを残すと認められるとき、手術等の治療によって確実に障がいを除去、あるいは軽減する効果が期待できる場合について、育成医療の認定・給付を行った。今後も育成医療による治療を必要とする児童に対し継続して認定・給付を行う。 ○受給者数 45人、年間受診件数 154件、年間助成額 3,247,728円
146	特別児童扶養手当の支給(経由事務)【再掲(44)】	子育て給付課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わりその児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童を養育している者に対して、児童の福祉の推進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は県) 今後も児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行う。 ○受給権者数 622人	

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度取組と今後の取組
子どもの貧困対策の推進	147	ひとり親家庭への支援	子育て給付課	<p>経済的支援として、児童扶養手当、養育者支援金の支給並びに母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</p> <p>就労支援として、母子・父子自立支援員が、就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。</p> <p>生活支援として、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。</p>	<p>経済的支援として、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当・母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っているが、平成27年度は父または母に代わり児童を養育している祖父母等に対し、新たに養育者支援金の支給を行った。</p> <p>就労支援として、母子・父子自立支援員が就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けた支援を行った。</p> <p>生活支援として、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、支援を行った。</p> <p>今後も、ひとり親家庭の課題を的確に把握し、相談者に寄り添いながら、相談支援・経済的支援及び就労支援を行う。</p>
	148	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	福祉総務課	<p>対象者となる子どもの状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <p>(1) 学習支援 対象者の状況に応じた基礎学力の向上のための学習支援</p> <p>(2) 進学支援 対象者及びその保護者に対する、主に高等学校への進学情報、受験情報の提供や、進学に伴う手続き支援</p> <p>(3) 修学支援 順調な学校生活を送り、卒業するための居場所の提供や学習に関する助言等</p>	<p>平成26年度に引き続き、南北2カ所で学習支援事業所を開設し、学習の定着のみならず子どもの居場所としての機能も提供した。また、事業所の活動において食育・子ども食堂の取り組みも開始され、子どもの貧困対策への一助となっている。</p> <p>平成28年度からは湘南大庭地区に事業所を1カ所増設し、事業を拡充する。今後の事業展開については、運営方法(拠点型・派遣型など)も含め、検討が必要である。</p>
	149	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実	生活援護課	<p>対象者となる世帯の状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <p>(1) 日常生活支援 子どもとその保護者が日常生活習慣を身につけるための支援</p> <p>(2) 養育支援 ひきこもりや、不登校、育児不安に対する支援</p> <p>(3) 教育支援 子どもの学校生活、進路等に関する支援</p> <p>(4) 就労支援 社会性が乏しく、就職活動が困難な若者に対する就労準備支援及び保護者の就労支援</p>	<p>子どものいる生活保護受給世帯の社会的自立の促進及び子どもの貧困の連鎖を解消するため、平成25年度から「子ども支援員」1名を配置し、様々な困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子どもの健全育成の視点に立つケースワーカーと連携し、21世帯26名に対し(1)から(4)の寄り添い型の支援を実施してきた。関係機関との信頼関係を築き、連携も強化される中、26年度は37世帯44名に支援を行った。平成27年度から生活困窮世帯に対象を拡大し、2名体制で活動し、65世帯77名に支援を実施した。</p> <p>今後も対象世帯の掘り起こしを含め、支援世帯数の増加が見込まれる状況にあり、積極的な対応により支援の充実拡充を図る。</p>

●基本目標7「若者の自立支援の充実」

施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	平成27年度の取組と今後の取組
支や的若 援就自 者の 労立 の充 等支 職 実の 援業	150	技能振興関係事業	産業労働課	技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能職団体等と連携し各種事業を実施します。 ・職人版インターンシップ事業 ・学校訪問事業 等	職人版インターンシップ(3人実習、広告美術、時計修理、自転車組立)を実施した。 学校訪問事業(計10日、市内の小中学校8校訪問)を実施した。
ニ ー ト ・ ひ き こ も り ・ 不 登 校 等 の 若 者 へ の 支 援 の 充 実	151	個別サポート事業	青少年課	義務教育終了後の進路未決定者については、学校教育相談センター等と連携して就学中からの早期支援を進めます。	困難を有する若者やその家族が適切な支援を受けられるよう、福祉や保健等といった関係機関への引き継ぎを行うなど、社会的自立に向けた支援としての第一歩につなげることができた。今後も、義務教育終了後の進路未決定者等への早期かつ切れ目ない支援を実施するため、学校教育相談センター等と連携して就学中からの支援を進めていく。
	152	若年者就労支援事業 (若者しごと応援塾(ユースワークふじさわ))	産業労働課	潜在的な需要を喚起するために、アウトリーチの実施や地元での中間的就労の場の確保を強化します。	○登録者数 199名、相談延べ人数 1,607名、プログラム等参加延べ人数 3,539名 ○関係機関との連携・ネットワークづくり等回数 453回
	153	子ども・若者自立支援事業	青少年課 公益財団法人藤 沢市みらい創造 財団	社会的自立を目指す若者を継続的に支援できるよう、青少年施設や事業におけるボランティア体験等に参加することで、若者が自信を獲得し、就労に向けたさまざまな力を身につけていくことができるような機会を充実させていきます。	ユースワークから紹介された若者に、ボランティア体験の場を提供した。 藤沢青少年会館ではボランティア体験として、青少年に開放している「フリースペース」で、コーディネーターとともに子どもたちの見守りを行うフリーサポーターとして受け入れを行った。辻堂青少年会館では、青少年に開放している「パソコンルーム」で、子どもたちの見守りを行うボランティアの受け入れを行った。 また、少年の森では自然の中で園内管理の作業を行う、ボランティアの受け入れを行った。 なお、辻堂青少年会館・少年の森は、過去にユースワークに通った経験がある職員がそれぞれ対応することで、きめ細かい支援を行うことができた。 平成28年度についても、継続して実施していく。
	154	学校教育相談センターにおける相談体制の充実 【再掲(102)】	教育指導課	スクールカウンセラーの活用により各学校の支援体制の充実と連携の推進を行います。 小学校への本市スクールカウンセラーの配置日数を、週1日から週1.5日以上にして相談体制の充実を図ります。 本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行います。 相談支援教室への入室を工夫することで、より多くの児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるよう支援を行います。 就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行います。	スクールカウンセラー(SC)による相談やスクールソーシャルワーカー(SSW)による訪問など、児童生徒の学校生活等への支援充実を図った。 小学校における市SCの2日勤務校5校、1.5日勤務校を8校に拡大、SSWを1名増員して2名体制とした。 ○相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、就学支援委員会 10回(他に臨時会1回)、相談支援教室(54名入室) 平成28年度もSCを増員し、相談による児童生徒の学校生活等への支援充実に向けていく。 ○相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、相談支援教室や「不登校児童生徒を持つ親の会」の継続
155	不登校児童生徒対策事業【再掲(105)】	教育指導課	不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、おしゃべり広場を実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。	不登校児童生徒をもつ保護者を対象にした「おしゃべり広場」を1回増やし、年4回の実施とした。 平成28年度も4回の開催予定。	